

大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市一時預かり事業運営補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるとともに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業について、関係法令に定めるもののほか、その実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象となる経費（以下「補助対象」という。）は、補助対象施設又は事業所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項に基づき市長が確認した特定教育・保育施設、同法第43条第1項に基づき市長が確認した特定地域型保育事業所その他法人格を有する事業者が運営する事業所であって本市が補助の対象として適当と認めたもの）において実施する一時預かり事業にかかる経費とする。

- 2 前項に規定する一時預かり事業の内容（目的、補助要件）及び補助対象は、別紙1のとおりとする。
- 3 補助金の額は、予算の定めを上限として、補助対象から利用料その他の収入額を控除した額又は別紙2の算定基準により算出した額のいずれか少ない方の額（100円未満の金額については、これを切り捨てる。）とする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市一時預かり事業運営補助金交付申請書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、その年度の5月末日までに市長に提出しなければならない。

ただし、年度途中で施設を開所する者又は年度途中で事業を開始する者（その年度の5月末日までに補助金の交付申請をした者は除く。）においては、事業開始日から30日以内に提出しなければならないものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 大阪市一時預かり事業運営補助金事業計画書（別添1）
 - (2) 収支予算書（別添2）
 - (3) 保育従事者報告書（別添3）
 - (4) 保育室の配置図
 - (5) 保育従事者の資格を証する書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうか

うかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市一時預かり事業運営補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市一時預かり事業運営補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付申請の提出期限から60日以内を標準的な処理期間とし、当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。
- 4 前項の規定は、交付申請に添付すべき書類が全て添付されているときのみ適用し、交付申請に添付すべき書類が添付されていないときには、全ての書類が添付されてから60日以内に交付決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

- 第5条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市一時預かり事業運営補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。
- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（交付の時期等）

- 第6条 市長は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の完了前に、その全部又は一部を概算払することができる。
- 2 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前項の規定による概算払による交付を受けようとする場合は、第4条第1項に基づき決定された補助金の額の範囲内で概算払による交付を市長に請求することができる。
 - 3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を支出するものとする。
 - 4 市長は、前3項のほか、第12条の規定による補助金の額が確定した後に補助事業者から請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる補助金を交付するものとする。

（補助事業の変更等）

- 第7条 補助事業者は、第3条第2項第1号から第3号までに掲げる書類に変更が生じ、交付決定を受けた補助金額に変更が生じる見込みであるときは、交付決定年度の2月末日までに大阪市一時預かり事業運営補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、中止又は廃止を予定する日の30日前までに大阪市一時預かり事業運営補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に対し提出しなければならない。
- 2 前項の大阪市一時預かり事業運営補助金変更承認申請書（様式第5号）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更に係る第3条第2項第1号から第3号までに掲げる書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、第1項の規定により大阪市一時預かり事業運営補助金変更承認申請書(様式第5号)の提出があったときは、これを審査し、補助事業変更が適当と認める場合は、30日以内に大阪市一時預かり事業運営補助金変更承認通知書(様式第7号)により、その旨を補助事業者へ通知する。また、第1項の規定により大阪市一時預かり事業運営補助金中止・廃止承認申請書(様式第6号)の提出があったときは、これを審査し、補助事業の中止又は廃止が適当と認める場合は、中止又は廃止を予定する日までに大阪市一時預かり事業運営補助金中止・廃止承認通知書(様式第8号)により、その旨を補助事業者へ通知する。
- 4 市長は、補助事業変更が不適当と認めたときは、理由を付して、大阪市一時預かり事業運営補助金変更不承認通知書(様式第9号)により補助事業者へ通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市一時預かり事業運営補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書(様式第10号)により補助事業者へ通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要なとなった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
- (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 第3条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。
- 5 補助事業者は、第2項の規定による通知を受けた場合において、取消し又は変更後の補助金の額が既に交付を受けた補助金の額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に交付を受けた補助金の額から取消し又は変更後の補助金の額を差し引いた額を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。
- 6 補助事業者が前項の規定により戻入する補助金の額は、第3項の規定による補助金の交付がある場合には、当該補助金の額と相殺することができる。

(補助事業の適正な執行)

第9条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は補助事業が完了したとき（補助事業等が継続して行われている場合には各年度の末日）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市一時預かり事業運営補助金実績報告書（様式第 11 号）に規則第 14 条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書（別添 4）
- (2) 収支決算書（別添 5）
- (3) 大阪市一時預かり事業利用状況表（別添 6）
- (4) 大阪市一時預かり事業運営補助金実績報告内訳書（別添 7）
- (5) 人件費計算書
- (6) 管理費計算書
- (7) 保護者徴収額一覧表
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市一時預かり事業運営補助金額確定通知書（様式第 12 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第 13 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに、大阪市一時預かり事業運営補助金精算書（様式第 13 号）（以下「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業が行われている場合又は補助事業が継続して行われている場合にあっては、概算払による交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。

2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後 10 日以内（補助事業が継続して行われている場合には各年度の末日から 10 日以内）に市長に提出しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した収支決算書に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、収支決算書により表記された決算金額と前条により通知された金額に相違がないときは、収支決算書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。

4 市長は、第 1 項の規定による精算書又は前項の収支決算書の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。

5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、本市が指定する日までに、剰余金を市長が発行する納付書により戻入し、又は速やかに不足額に係る請求をしなければならない。

6 市長は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を支出するものとする。

(決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金交付決定等を受けた場合
- (2) 補助金交付決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合
- (3) 補助金を他の用途へ使用した場合
- (4) 第 18 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する書類、帳簿等が保管されていないため、補助事業の実績確認が適切にできない場合
- (5) その他、市長が不相当と認める事由が生じた場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する取消しを行ったときは、理由を付して補助事業者に対し、大阪市一時預かり事業運営補助金交付決定取消通知書（様式第 14 号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金交付決定等を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求め、大阪市一時預かり事業運営補助金返還決定通知書（様式第 15 号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の通知があったときは、当該補助事業者は返還を求められた額を本市が定める期日までに本市へ納付しなければならない。

3 補助事業者は、第 1 項の通知を受けたときは、規則第 19 条の規定に基づき、加算金及び延滞金を納付しなければならない。

(補助金の額の更正等)

第 16 条 第 11 条に定める実績報告に誤りがあり、事業の補助金に剰余が生じていたことが確認された場合には、市長は、第 12 条に定める額の確定後もその剰余金を返還させることができるものとし、補助事業者に対し、大阪市一時預かり事業運営補助金額更正通知書兼返還決定通知書（様式第 16 号）により通知し、補助事業者は、その剰余金を本市が定める期日までに返還しなければならない。（ただし、第 14 条の取消事由にあたる場合を除く。）

2 前項の規定により返還を求められた補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和 39 年大阪市条例第 12 号）第 2 条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない補助事業者が返還を求められた剰余金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(消費税及び地方消費税にかかる仕入控除額交付の取扱い)

第 17 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その

効率的な運営を図らなければならない。

- 2 補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

（関係書類の整備）

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る活動実績及び経費の収支を明らかにした次に掲げる書類、帳簿等を常に整備し、第 12 条の通知を受けた日の属する年度の 3 月 31 日から 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

- (1) 第 11 条第 2 項に規定の書類
 - (2) 職員（業務委託により勤務する職員を含む。）の雇用実態が分かる書類（契約書・資格証・職員の出勤及び退勤時間が記録された書類等）
 - (3) 一時預かり事業利用申込書
 - (4) その他児童名簿等、補助事業の活動実績等が明確にされている書類
- 2 補助事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうちこの要綱において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を記載した電磁的記録により行うことができる。
 - 3 前項の場合において、申請、報告その他の手続きに必要な書類が電磁的記録で作成されているときは、補助事業者は当該手続きを電磁的方法により行うことができる。

附 則

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 7 月 3 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
（交付申請）
- 2 第 3 条の規定による交付申請の時期について、令和 8 年度（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間に限る。）においては、同条第 1 項本文中その年度の「5 月末日」とあるのは、「7 月 31 日」とする。

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職 氏名

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額 金 円
- (2) 算出の基礎 大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱に基づく

2 補助事業の名称、目的及び内容

- (1) 名称 大阪市一時預かり事業運営補助金
- (2) 目的 保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
- (3) 内容 一時預かり事業（一般型）

3 補助事業の開始日及び完了予定日

年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 大阪市一時預かり事業運営補助金事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 保育従事者報告書
- (4) 保育室の配置図
- (5) 保育従事者の資格を証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった大阪市一時預かり事業運営補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) 事業の実施に際して入手した個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理すべきこと。
- (6) その他、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）及び大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

〔様式第 3 号〕

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市一時預かり事業運営補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第 4 条第 2 項の規定により通知します。

(交付しない理由)

〔様式第4号〕

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職 氏名

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて通知のあった大阪市
一時預かり事業運営補助金の交付決定について、大阪市一時預かり事業運営補助金第
5条第1項の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

〔様式第 5 号〕

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所

団 体 名 称

施 設 名

代表者職 氏名

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

1 変更する内容及びその理由

別紙のとおり

2 既に交付決定を受けた補助金額

交付決定額

金

円

3 補助金交付変更申請額

交付変更申請額

金

円

〔様式第 6 号〕

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所

団 体 名 称

施 設 名

代表者職 氏名

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

〔様式第 7 号〕

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市一時預かり事業運営補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により通知します。

1 承認した内容

2 変更承認額 金 円

〔様式第 8 号〕

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市一時預かり事業運営補助金中止・
廃止承認申請については、補助事業の中止・廃止を承認したので、大阪市一時預かり
事業運営補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により通知します。

1 中止・廃止年月日（中止の場合は、その期間）

2 中止・廃止する内容

〔様式第 9 号〕

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市一時預かり事業運営補助金変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第 7 条第 4 項の規定により通知します。

(承認しない理由)

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職 氏名

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり実績を報告します。

- 1 補助事業の名称 大阪市一時預かり事業運営補助金
- 2 補助金の予定金額 金 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 大阪市一時預かり事業運営補助金実績報告内訳書
 - (4) 一時預かり事業利用状況表
 - (5) その他市長が必要と認める書類

[様式第 12 号]

大 小 青 第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市
一時預かり事業運営補助金については、次のとおり補助金額を確定したので大阪市
一時預かり事業運営補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

確定金額 金 円

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職 氏名

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金精算書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

精算内容	受領額	金	円
	支出額	金	円
	差引剰余(又は不足)額	金	円

大 小 青 第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市
一時預かり事業運営補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、大阪市
一時預かり事業運営補助金交付要綱第 14 条第 3 項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

大 小 青 第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金返還決定通知書

年 月 日付け大こ青第 号による大阪市一時預かり事業運営補助金の取消しに伴い、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり返還を求めます。

1 返還決定額 金 円

2 返還期日 年 月 日

3 返還方法 別添の納付書による

大 公 青 第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金額更正通知書兼返還決定通知書

年 月 日付け大公青第 号にて確定した大阪市一時預かり事業運営補助金については、次のとおり補助金額を更正したので、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により通知し、返還を求めます。

1 更正内容

更正前の額	更正後の額	差 額
円	円	円

2 返還決定額 金 円

3 返 還 期 日 年 月 日

4 返 還 方 法 別添の納付書による

別紙1（補助対象事業の目的、補助要件等）

一時預かり事業

目的	保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
補助要件	この要綱による補助金交付の対象となる事業は、子ども・子育て支援法第31条第1項に基づき市長が確認した特定教育・保育施設、第43条第1項に基づき市長が確認した特定地域型保育事業所その他法人格を有する事業者が運営する事業所のうち、次の各号の要件を満たし、本市が補助の対象として適当と認めた施設又は事業所において行う一般型一時預かり事業とする。 (1) 事業内容 子ども・子育て支援法第59条第1項第10号・児童福祉法第6条の3第7項に規定される一時預かり事業であり、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第1号に掲げる保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して行う一般型一時預かり事業 (2) 実施主体 社会福祉法人、社団法人、学校法人、NPO法人、株式会社、その他法人格を有する事業者 (3) 実施場所 大阪市内の保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所 (4) 対象児童 原則として、本市に在住する保育所等を利用していない就学前児童のうち、次のア～ウのいずれかに該当する児童であること。 ア 保護者の傷病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭、就労等により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童 イ 保護者の育児に伴う心理的、身体的負担を軽減するため保育を必要とする児童 ウ 保護者の就労、職業訓練、就学等により断続的に家庭保育が困難となる児童 ただし、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するときは上記以外の就学前児童の利用を認めることができる。 (ア) 保護者が出産や介護等を理由に一時的に本市の実家に里帰りをし、一時預かりを利用するとき (イ) 保護者が裁判員候補者として選任手続に参加又は裁判員若しくは補充裁判員として従事をするため、一時預かりを利用するとき (ウ) 災害救助法適用地域（「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日5文科初第2592号、こ成保第191号）の別紙「一時預かり事業実施要綱」4（7）の「災害特例型」の対象となる災害に限る。）に居住する世帯に属し、避難等のため一時預かりを利用するとき (5) 利用料その他の費用

ア 利用料（日額）は、実施日及び利用児童の年齢に応じて、別表１のとおりとする。

（別表１）基本となる利用料金

利用日 利用児童の年齢	月～土曜日 (祝日を除く)	日曜日・祝日
0歳児	2,700円	3,600円
1・2歳児	2,000円	2,700円
3歳児以上	1,200円	1,600円

※ 利用児童の年齢については、当該年度の４月１日時点の年齢とする。

イ 給食費、おむつ代等利用児童個々に要する経費については、あらかじめ経費の種類及びその額を本市に届け出たうえで、別途、徴収することができる。

ウ １日に８時間を超える利用者に対しては、あらかじめ本市に届け出た額の延長料を徴収することができる。ただし、基幹型加算を算定する施設にあっては、８時間を超えて９時間までの時間における延長料は、３０分ごとに２００円以内とする。

エ アによらず、児童の属する世帯が以下の（ア）（イ）（エ）に該当する世帯であるときは利用料を無料とし、（ウ）に該当する世帯であるときは、利用料を別表２のとおりとする。ただし、（エ）に該当する場合を除き、利用する児童が本市に在住し、保育所等（子ども・子育て支援法第２７条に規定する特定教育・保育施設及び同法第２９条に規定する特定地域型保育事業所をいう）を利用していない者であるときに限る。

（ア）生活保護世帯

（イ） 児童と生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者の全員が市民税非課税である世帯のうち、ひとり親世帯（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条に規定する配偶者のいない者が児童を扶養している世帯をいう）又は以下のａ～ｅのいずれかに掲げる在宅障がい児（者）のいる世帯

ａ 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

ｂ 「療育手帳制度について」（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けた者

ｃ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

ｄ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児

ｅ 国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

（ウ） 児童と生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者の全員が市民税非課税である世帯のうち、（イ）を除く世帯

（エ） 災害救助法適用地域（「一時預かり事業の実施について」（令和６年３月３０日５文科初第２５９２号、こ成保第１９１号）の別紙「一時預かり事業実施要綱」４（７）の「災害特例型」の対象となる災害に限る。）に居住する世帯

（別表２）減額する場合の利用料金

利用日 利用児童の年齢	月～土曜日 (祝日を除く)	日曜日・祝日
0歳児	1,300円	1,800円
1・2歳児	1,000円	1,300円
3歳児以上	600円	800円

※ 利用児童の年齢については、当該年度の４月１日時点の年齢とする。

（６）開所時間

概ね午前9時から午後5時までの8時間とする。

(7) 設備基準及び保育の内容

児童福祉法施行規則第36条の35第1項第1号イ、二及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準等を遵守すること。

(8) 職員の配置

以下のア～エに掲げる条件をすべて満たすよう、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員として、利用児童である乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という）を配置すること。ただし、別表3の「事由」欄に掲げる場合は、同表「配置」欄のとおり配置とすることができる。

ア 保育従事者の数は、児童福祉法施行規則第36条の35第1項第1号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じて配置すること。

イ 保育従事者のうち保育士を1/2以上とすること。

ウ 保育従事者の数は2名を下ることはできないこと。

エ 保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。

(ア) 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修

(イ) 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修。

(別表3) 保育従事者配置の例外

事由	配置
保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の保育従事者による支援を受けられる場合	保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1名とすることができる。
1日当たりの平均利用児童数が概ね3人以下である場合	児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者を保育士とみなすことができる。
保育所等と一体的に事業を実施、かつ、1日当たりの平均利用児童数が概ね3人以下である場合	保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者をエ（ア）に掲げる研修の修了者1名とすることができる。
一時預かり事業を実施する保育所、幼稚園及び認定こども園を運営する法人が同一敷地内で放課後児童健全育成事業（『「放課後児童健全育成事業」の実施について』（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」による処遇が実施されているものに限る。）を実施し、かつ、放課後児童健全育成事業の利用児童数がおおむね2人以下である場合	以下のア～ウを全て満たすことを条件として、一時預かり事業の実施場所において、両事業の対象事業を合同で保育することを可能とする。 ア 一時預かり事業に関する保育従事者の配置基準は、(8)アの記載に関わらず、乳児おおむね3人につき2名以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね3人につき1名以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね10人につき1名以上、満4歳以上の幼児おおむね15人につき1名以上とすること。 イ 放課後児童健全育成事業の対象児童（以下「放課後児童」という。）の処遇に

	係る職員２名以上から支援を受けられること。 ウ 一時預かり事業の対象児童に対する処遇に支障がないことに加え、低年齢児と小学生が同一場所で活動することを踏まえた安全な保育環境が確保されていると市町村が認めていること。 ※１ この表において「保育所等」とは、子ども・子育て支援法第 27 条に規定する特定教育・保育施設又は同法第 29 条に規定する特定地域型保育事業所をいう。 ※２ この表において「平均利用児童数」とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数をいう。 (9) 実績等の報告 ア 実施事業者は、保育従事者に変更があったときは「保育従事者報告書（別添 3）」によりこども青少年局長あて報告すること。 イ 実施事業者は、毎月利用状況を翌月 10 日までに「一時預かり事業月報〔別添 8〕」及び「一時預かり事業実施報告書〔別添 9-1・別添 9-2・別添 9-3〕」によりこども青少年局長あて報告すること。 ウ 実施事業者は、事業の利用を承認した児童について、承認した月の翌月の 10 日までに「一時預かり事業利用承認報告書〔別添 10〕」によりこども青少年局長あて報告すること。 (10) その他 (4)ただし書き(ア)から(ウ)まで又は(5)エ(ア)から(エ)までに該当する者から利用の申出を受けたときは、これを証するものとして別に管理課長が定める書類により当該各号に該当する旨を確認しなければならない。
補助対象	一時預かり事業実施に要する経費とし、人件費、給食費、管理費、その他一時預かりで必要と認める経費

別紙２ 補助金交付基準額

(１) 基本分

- ① 保育従事者がすべて保育士又は１日当たり平均利用児童数概ね３人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者である場合。

年間延べ利用児童数	年 額	年間延べ利用児童数	年 額
50 人未満	1, 5 3 9, 0 0 0 円	1,900 人以上 2,000 人未満	8, 6 0 5, 0 0 0 円
50 人以上 100 人未満	2, 0 6 3, 0 0 0 円	2,000 人以上 2,100 人未満	8, 8 8 2, 0 0 0 円
100 人以上 200 人未満	2, 5 5 5, 0 0 0 円	2,100 人以上 2,200 人未満	9, 1 5 9, 0 0 0 円
200 人以上 300 人未満	3, 0 7 9, 0 0 0 円	2,200 人以上 2,300 人未満	9, 4 3 6, 0 0 0 円
300 人以上 400 人未満	3, 4 9 2, 0 0 0 円	2,300 人以上 2,400 人未満	9, 7 1 3, 0 0 0 円
400 人以上 500 人未満	3, 5 3 3, 0 0 0 円	2,400 人以上 2,500 人未満	9, 9 9 0, 0 0 0 円
500 人以上 600 人未満	3, 5 7 4, 0 0 0 円	2,500 人以上 2,600 人未満	1 0, 2 6 7, 0 0 0 円
600 人以上 700 人未満	3, 6 1 5, 0 0 0 円	2,600 人以上 2,700 人未満	1 0, 5 4 4, 0 0 0 円
700 人以上 800 人未満	3, 6 5 6, 0 0 0 円	2,700 人以上 2,800 人未満	1 0, 8 2 1, 0 0 0 円
800 人以上 900 人未満	3, 6 9 7, 0 0 0 円	2,800 人以上 2,900 人未満	1 1, 0 9 8, 0 0 0 円
900 人以上 1,000 人未満	5, 8 3 5, 0 0 0 円	2,900 人以上 3,000 人未満	1 1, 3 7 5, 0 0 0 円
1,000 人以上 1,100 人未満	6, 1 1 2, 0 0 0 円	3,000 人以上 3,100 人未満	1 1, 6 5 2, 0 0 0 円
1,100 人以上 1,200 人未満	6, 3 8 9, 0 0 0 円	3,100 人以上 3,200 人未満	1 1, 9 2 9, 0 0 0 円
1,200 人以上 1,300 人未満	6, 6 6 6, 0 0 0 円	3,200 人以上 3,300 人未満	1 2, 2 0 6, 0 0 0 円
1,300 人以上 1,400 人未満	6, 9 4 3, 0 0 0 円	3,300 人以上 3,400 人未満	1 2, 4 8 3, 0 0 0 円
1,400 人以上 1,500 人未満	7, 2 2 0, 0 0 0 円	3,400 人以上 3,500 人未満	1 2, 7 6 0, 0 0 0 円
1,500 人以上 1,600 人未満	7, 4 9 7, 0 0 0 円	3,500 人以上 3,600 人未満	1 3, 0 3 7, 0 0 0 円
1,600 人以上 1,700 人未満	7, 7 7 4, 0 0 0 円	3,600 人以上 3,700 人未満	1 3, 3 1 4, 0 0 0 円
1,700 人以上 1,800 人未満	8, 0 5 1, 0 0 0 円	3,700 人以上 3,800 人未満	1 3, 5 9 1, 0 0 0 円
1,800 人以上 1,900 人未満	8, 3 2 8, 0 0 0 円	3,800 人以上 3,900 人未満	1 3, 8 6 8, 0 0 0 円
※延べ利用人数 3,900 人以上の場合は、100 人刻み毎 277,000 円ずつ年額が増加 ただし、20,100 人以上の場合は別途協議			

※ 年度途中から事業を開始した場合は、年間の延べ利用児童数により区分され、定められた額を支給する。

② ①以外の場合

年間延べ利用児童数	年 額	年間延べ利用児童数	年 額
50 人未満	1, 5 3 9, 0 0 0 円	1,900 人以上 2,000 人未満	8, 3 7 0, 0 0 0 円
50 人以上 100 人未満	2, 0 6 3, 0 0 0 円	2,000 人以上 2,100 人未満	8, 6 3 7, 0 0 0 円
100 人以上 200 人未満	2, 5 5 5, 0 0 0 円	2,100 人以上 2,200 人未満	8, 9 0 4, 0 0 0 円
200 人以上 300 人未満	3, 0 7 9, 0 0 0 円	2,200 人以上 2,300 人未満	9, 1 7 1, 0 0 0 円
300 人以上 400 人未満	3, 3 6 6, 0 0 0 円	2,300 人以上 2,400 人未満	9, 4 3 8, 0 0 0 円
400 人以上 500 人未満	3, 4 0 5, 0 0 0 円	2,400 人以上 2,500 人未満	9, 7 0 5, 0 0 0 円
500 人以上 600 人未満	3, 4 4 4, 0 0 0 円	2,500 人以上 2,600 人未満	9, 9 7 2, 0 0 0 円
600 人以上 700 人未満	3, 4 8 3, 0 0 0 円	2,600 人以上 2,700 人未満	1 0, 2 3 9, 0 0 0 円
700 人以上 800 人未満	3, 5 2 2, 0 0 0 円	2,700 人以上 2,800 人未満	1 0, 5 0 6, 0 0 0 円
800 人以上 900 人未満	3, 5 6 1, 0 0 0 円	2,800 人以上 2,900 人未満	1 0, 7 7 3, 0 0 0 円
900 人以上 1,000 人未満	5, 7 0 0, 0 0 0 円	2,900 人以上 3,000 人未満	1 1, 0 4 0, 0 0 0 円
1,000 人以上 1,100 人未満	5, 9 6 7, 0 0 0 円	3,000 人以上 3,100 人未満	1 1, 3 0 7, 0 0 0 円
1,100 人以上 1,200 人未満	6, 2 3 4, 0 0 0 円	3,100 人以上 3,200 人未満	1 1, 5 7 4, 0 0 0 円
1,200 人以上 1,300 人未満	6, 5 0 1, 0 0 0 円	3,200 人以上 3,300 人未満	1 1, 8 4 1, 0 0 0 円
1,300 人以上 1,400 人未満	6, 7 6 8, 0 0 0 円	3,300 人以上 3,400 人未満	1 2, 1 0 8, 0 0 0 円
1,400 人以上 1,500 人未満	7, 0 3 5, 0 0 0 円	3,400 人以上 3,500 人未満	1 2, 3 7 5, 0 0 0 円
1,500 人以上 1,600 人未満	7, 3 0 2, 0 0 0 円	3,500 人以上 3,600 人未満	1 2, 6 4 2, 0 0 0 円
1,600 人以上 1,700 人未満	7, 5 6 9, 0 0 0 円	3,600 人以上 3,700 人未満	1 2, 9 0 9, 0 0 0 円
1,700 人以上 1,800 人未満	7, 8 3 6, 0 0 0 円	3,700 人以上 3,800 人未満	1 3, 1 7 6, 0 0 0 円
1,800 人以上 1,900 人未満	8, 1 0 3, 0 0 0 円	3,800 人以上 3,900 人未満	1 3, 4 4 3, 0 0 0 円
※延べ利用人数 3,900 人以上の場合は、100 人刻み毎 267,000 円ずつ年額が増加 ただし、20,100 人以上の場合は別途協議			

※ 年度途中から事業を開始した場合は、年間の延べ利用児童数により区分され、定められた額を支給する。

(2) 基幹型加算

原則として土曜日、日曜日及び祝日を含む毎日を開所日とし、開所日については 1 日 9 時間以上の開所時間としている場合に 1,400,000 円を加算する。

(3) 利用料相当加算

別紙1(5)エにより利用料を無料とした場合に児童1名あたり別表4の金額を、利用料を別表2のとおりとした場合に児童1名あたり別表5の額を加算する。

(別表4) 利用料を無料とした場合の加算額

利用日 利用児童の年齢	月～土曜日 (祝日を除く)	日曜日・祝日
0歳児	2,700円	3,600円
1・2歳児	2,000円	2,700円
3歳児以上	1,200円	1,600円

※ 利用児童の年齢については、当該年度の4月1日時点の年齢とする。

(別表5) 利用料を別表2のとおりとした場合の加算額

利用日 利用児童の年齢	月～土曜日 (祝日を除く)	日曜日・祝日
0歳児	1,400円	1,800円
1・2歳児	1,000円	1,400円
3歳児以上	600円	800円

※ 利用児童の年齢については、当該年度の4月1日時点の年齢とする。

(4) 障がい児加算

利用児童が以下のア～キのいずれかに掲げる者である場合に当該児童1名あたり3,200円を乗じた額を加算する。

- ア 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳を所持している児童
- イ 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳を所持している児童
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳を所持している児童
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給対象となっている児童
- オ 医師が身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳が必要と診断した、または大阪市こども相談センターにおいて療育手帳の発行の対象と判定された児童
- カ 児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の給付決定を受けている児童
- キ 医師の診断等により、本市が集団保育において特別に支援が必要であると認める児童

(5) 0歳児加算

当該年度の4月1日時点で満0歳であった児童の延べ利用数に、1,300円を乗じた額を加算する。

(6) 専任保育士配置加算

一時預かり事業において専任保育士を配置したうえで、以下のア～ウの要件をすべて満たす場合に年額2,095,000円を加算する。

ただし、加算基準日は月の初日(通常業務を行っている日の状況)とし、基準日時点で要件を満たす保育士を配置した月数が12に満たない場合は、年額に配置月数を乗じ、12で除した額(100円未満の金額については、これを切り捨てる。)とする。

- ア 一時預かり事業の担当として専任保育士を1名以上配置
- イ 他の交付要綱等の要件として配置する保育士以外であること
- ウ 受け入れ態勢が整っているにもかかわらず、利用を断る等、正当な理由なく利用を拒否しないこと

〔別添1〕

施設名（ ）

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金事業計画書

1 補助金交付申請額及びその算出の基礎

(1) 申請額（補助対象又は算定基準による算出額）金 円

(2) 算定基準

基本分 円

基幹型加算 円

専任保育士配置加算 円

利用料相当加算・障がい加算・0歳児加算

生活保護世帯 非課税世帯（ひとり親等） 被災者世帯				非課税世帯（その他）				障がい児 加算 3,200円	0歳児 加算 1,300円	
0歳児	2,700円	人	3,600円	人	1,400円	人	1,800円	人	人	人
1・2歳児	2,000円	人	2,700円	人	1,000円	人	1,400円	人		
3歳児以上	1,200円	人	1,600円	人	600円	人	800円	人		
円										

2 施設の状況（事業専用保育室が、複数ある場合は個々の面積等を記入）

室 名	面 積	備 考
事業専用保育室	m ²	新設 ・ 既設
	m ²	

3 年間利用見込児童数（延べ人数）

一時預かり事業	延べ 人
---------	------

4 保育従事者の状況

保育士	人	その他従事者	人
-----	---	--------	---

5 添付書類

・保育室の配置図

[別添 2]

収支予算書

対象事業費 A	控除金額 B	実支出予定額 C (A - B)	交付算定基準額 D	補助金額 E (CとDを比較して 低い方の金額)
①担当保育士の人件費	①保護者負担額	A (①+②) - B (①+②)		
②その他管理費等	②その他控除金額			

※E欄の金額は、100円未満切捨になります

※本補助金は、交付算定基準額を上限として、実支出額を補助するものであり、D欄とE欄の金額を比較し、低い方の金額の合計が申請額となります

保育従事者報告書

施設名 ()

① 保育士（平均利用児童数が概ね3人以下の施設にあって、保育士とみなすことのできる家庭的保育者を含む）	人
② 子育て支援員等（①以外の研修修了者）	人

（従事者の内訳）

番号	職員氏名	生年月日	勤務体制	保育従事者資格	従事期間		
1		/ /	専任 ・ 兼任			～	
2		/ /	専任 ・ 兼任			～	
3		/ /	専任 ・ 兼任			～	
4		/ /	専任 ・ 兼任			～	
5		/ /	専任 ・ 兼任			～	
6		/ /	専任 ・ 兼任			～	
7		/ /	専任 ・ 兼任			～	
8		/ /	専任 ・ 兼任			～	
9		/ /	専任 ・ 兼任			～	
10		/ /	専任 ・ 兼任			～	
11		/ /	専任 ・ 兼任			～	
12		/ /	専任 ・ 兼任			～	
13		/ /	専任 ・ 兼任			～	
14		/ /	専任 ・ 兼任			～	
15		/ /	専任 ・ 兼任			～	
16		/ /	専任 ・ 兼任			～	
17		/ /	専任 ・ 兼任			～	
18		/ /	専任 ・ 兼任			～	
19		/ /	専任 ・ 兼任			～	
20		/ /	専任 ・ 兼任			～	

※保育従事者の資格を証する書類（保育士認定証、研修修了証書等）を添付してください。

※他の事業と兼務する保育士は専任加算の対象にはなりません。

保育従事者資格（資格の内容）に下記のいずれか該当する番号を記入

① 保育士（平均利用児童数が概ね3人以下の施設にあって、保育士とみなすことのできる家庭的保育者を含む）

② 子育て支援員研修 基本研修及び「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者

又は

「家庭的保育事業ガイドライン」に定める基礎研修と同等の研修を修了した者（令和7年3月31日までの修了に限る）

[別添 4]

大阪市一時預かり事業報告書

実施期間

～

実施場所 施 設 所 在 地

施 設 名

(開所時間)

開所時間

時

分

～

時

分

実施主体 団 体 名 称

代表者職 氏名

事業目的

保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

実施状況 利用児童数及び職員配置の状況は別添のとおり

収支決算書

収支決算								
対象事業費 A	控除金額 B	実支出額 C (A - B)	交付算定基準額 D	補助金額 E (CとDを比較して低い方の金額)	交付決定額 F (変更申請後の補助金上限額)	補助金確定額 G (EとFを比較して低い方の金額)	既受領額 H	差引 I (G - H)
①担当保育士の人件費	③保護者負担額	A (①+②) - B (③+④)						
②その他管理費等	④その他控除金							

※先に、別紙で各事業の交付基準額を算出してください

A 欄 … 事業にかかる総支出予定額を記入します

B 欄 … 給付費に既に含まれている金額や、保護者負担分など、支出から控除する金額を記入します

D 欄 … 別紙7で算出した申請額を記入します

F 欄 … 変更申請後の交付決定額を記入します

H 欄 … 既に受領済みの概算払い額を記入します

※ E 欄の金額は、100円未満切捨になります

※本補助金は、交付算定基準額（D欄）を上限として、実支出額（C欄）を補助するものであり、低い方の金額が補助金額（E欄）として選定されます。

さらに、補助金額（E欄）と交付決定額（F欄）を比較し低い方の金額を補助金確定額（G欄）として決定します。

大阪市一時預かり事業利用状況表

		一時預かり事業（月～土）		一時預かり事業（休日等）	
		利用人数	延べ日数	利用人数	延べ日数
0歳		人（ ）	日（ ）	人	日
	第1階層	（ ）	（ ）		
	第2階層	（ ）	（ ）		
	第②階層	（ ）	（ ）		
	被災者	（ ）	（ ）		
1歳	障がい児	（ ）	（ ）		
		人（ ）	日（ ）	人	日
	第1階層	（ ）	（ ）		
	第2階層	（ ）	（ ）		
	第②階層	（ ）	（ ）		
2歳	被災者	（ ）	（ ）		
	障がい児	（ ）	（ ）		
		人（ ）	日（ ）	人	日
	第1階層	（ ）	（ ）		
	第2階層	（ ）	（ ）		
3歳	第②階層	（ ）	（ ）		
	被災者	（ ）	（ ）		
	障がい児	（ ）	（ ）		
		人（ ）	日（ ）	人	日
	第1階層	（ ）	（ ）		
4歳	第2階層	（ ）	（ ）		
	第②階層	（ ）	（ ）		
	被災者	（ ）	（ ）		
	障がい児	（ ）	（ ）		
		人（ ）	日（ ）	人	日
5歳	第1階層	（ ）	（ ）		
	第2階層	（ ）	（ ）		
	第②階層	（ ）	（ ）		
	被災者	（ ）	（ ）		
	障がい児	（ ）	（ ）		
合計		人（ ）	日（ ）	人	日
	第1階層	（ ）	（ ）		
	第2階層	（ ）	（ ）		
	第②階層	（ ）	（ ）		
	被災者	（ ）	（ ）		
	障がい児	（ ）	（ ）		

（注1） 第1階層、第2階層、第②階層、被災者、障がい児欄については、再掲とすること。

（注2） 第1階層とは、生活保護世帯。

第2階層とは、市民税非課税世帯のうち、ひとり親世帯 または 障がい児（者）のいる世帯。

第②階層とは、市民税非課税世帯のうち、その他の世帯。

被災者とは、災害救助法適用地域に居住する世帯。

障がい児とは、利用児童が「障がい児加算」の対象であること。

（注3） 利用人数は、利用した児童数を計上すること。

（注4） 延べ日数は、当該年度の延べ利用日数を計上すること。

（注5） 欄（ ）については、当該月の土曜日における延べ利用日数（再掲）を計上すること。

〔別添7〕

施設名（ ）

大阪市一時預かり事業運営補助金実績報告内訳書

補助基準額

基本分 延べ 人
円

基幹型加算 円

利用料相当加算（平日・休日） 円

延べ 人数 内訳	生活保護世帯 非課税世帯（ひとり親等） 被災者世帯				非課税世帯（その他）			
	平日		休日		平日		休日	
0歳児	2,700円	人	3,600円	人	1,400円	人	1,800円	人
1・2歳児	2,000円	人	2,700円	人	1,000円	人	1,400円	人
3歳児以上	1,200円	人	1,600円	人	600円	人	800円	人

障がい児加算 延べ 人
@3,200円 円

0歳児加算 延べ 人
@1,300円 円

専任保育士配置加算 配置月数 か月
円

補助基準額 合計 金 円

〔別添8〕

一時預かり事業月報

(年 月分)

地名
所在地
施設
施設

担当者：

【事業実施日数： 日（うち、土曜日： 日、休日等： 日）】

		一時預かり事業（月～土）		一時預かり事業（休日等）	
		利用人数	延べ日数	利用人数	延べ日数
0歳		人（ ）	日（ ）	人	日
	第1階層	（ ）	（ ）		
	第2階層	（ ）	（ ）		
	第②階層	（ ）	（ ）		
	被災者	（ ）	（ ）		
	障がい児	（ ）	（ ）		
1歳		人（ ）	日（ ）	人	日
	第1階層	（ ）	（ ）		
	第2階層	（ ）	（ ）		
	第②階層	（ ）	（ ）		
	被災者	（ ）	（ ）		
	障がい児	（ ）	（ ）		
2歳		人（ ）	日（ ）	人	日
	第1階層	（ ）	（ ）		
	第2階層	（ ）	（ ）		
	第②階層	（ ）	（ ）		
	被災者	（ ）	（ ）		
	障がい児	（ ）	（ ）		
3歳		人（ ）	日（ ）	人	日
	第1階層	（ ）	（ ）		
	第2階層	（ ）	（ ）		
	第②階層	（ ）	（ ）		
	被災者	（ ）	（ ）		
	障がい児	（ ）	（ ）		
4歳		人（ ）	日（ ）	人	日
	第1階層	（ ）	（ ）		
	第2階層	（ ）	（ ）		
	第②階層	（ ）	（ ）		
	被災者	（ ）	（ ）		
	障がい児	（ ）	（ ）		
5歳		人（ ）	日（ ）	人	日
	第1階層	（ ）	（ ）		
	第2階層	（ ）	（ ）		
	第②階層	（ ）	（ ）		
	被災者	（ ）	（ ）		
	障がい児	（ ）	（ ）		
合計		人（ ）	日（ ）	人	日
	第1階層	（ ）	（ ）		
	第2階層	（ ）	（ ）		
	第②階層	（ ）	（ ）		
	被災者	（ ）	（ ）		
	障がい児	（ ）	（ ）		

(注1) 第1階層、第2階層、第②階層、被災者、障がい児欄については、再掲とすること。

(注2) 第1階層とは、生活保護世帯。

第2階層とは、市民税非課税世帯のうち、ひとり親世帯 または 障がい児（者）のいる世帯。

第②階層とは、市民税非課税世帯のうち、その他の世帯。

被災者とは、災害救助法適用地域に居住する世帯。

障がい児とは、利用児童が「障がい児加算」の対象であること。

(注3) 利用人数は、利用した児童数を計上すること。

(注4) 延べ日数は、当該月の延べ利用日数を計上すること。

(注5) 欄()については、当該月の土曜日における延べ利用日数(再掲)を計上すること。

〔別添９－１〕

施設名（ ）

【一時預かり事業（月～土）】

年 月分

No.	登録児童 の有無	児 童 名	性 別	年 齢	利用日数	区 分	理 由
1			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
2			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
3			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
4			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
5			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
6			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
7			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
8			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
9			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
10			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
11			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
12			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
13			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
14			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
15			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
16			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
17			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
18			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
19			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
20			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
21			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
22			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
23			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
24			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
25			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
26			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
27			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
28			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
29			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
30			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	

(注1) 欄()については、当該月の土曜日における延べ利用日数(再掲)を計上すること。

(注2) 理由については下記の1～7の番号を記載すること。

1 就労・就学等 2 傷病・災害・事故 3 出産 4 看護・介護 5 冠婚葬祭 6 育児負担緩和 7 その他

〔別添9－2〕

施設名（ ）

【一時預かり事業（休日等）】

年 月分

No.	登録児童 の有無	児 童 名	性 別	年 齢	利用日数	区 分	理 由
1			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
2			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
3			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
4			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
5			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
6			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
7			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
8			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
9			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
10			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
11			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
12			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
13			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
14			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
15			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
16			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
17			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
18			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
19			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
20			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
21			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
22			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
23			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
24			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
25			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
26			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
27			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
28			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
29			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
30			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	

(注1) 理由については下記の1～7の番号を記載すること。

1 就労・就学等 2 傷病・災害・事故 3 出産 4 看護・介護 5 冠婚葬祭 6 育児負担緩和 7 その他

日	児童の 年齢	利用 児童数	保育従事者の数			日	児童の 年齢	利用 児童数	保育従事者の数				
			保育士 (a)	研修修了 者(b)	合計 (a)+(b)				保育士 (a)	研修修了 者(b)	合計 (a)+(b)		
1	0歳					16	0歳						
	1～2歳						1～2歳						
	3歳						3歳						
	4～5歳						4～5歳						
2	0歳					17	0歳						
	1～2歳						1～2歳						
	3歳						3歳						
	4～5歳						4～5歳						
3	0歳					18	0歳						
	1～2歳						1～2歳						
	3歳						3歳						
	4～5歳						4～5歳						
4	0歳					19	0歳						
	1～2歳						1～2歳						
	3歳						3歳						
	4～5歳						4～5歳						
5	0歳					20	0歳						
	1～2歳						1～2歳						
	3歳						3歳						
	4～5歳						4～5歳						
6	0歳					21	0歳						
	1～2歳						1～2歳						
	3歳						3歳						
	4～5歳						4～5歳						
7	0歳					22	0歳						
	1～2歳						1～2歳						
	3歳						3歳						
	4～5歳						4～5歳						
8	0歳					23	0歳						
	1～2歳						1～2歳						
	3歳						3歳						
	4～5歳						4～5歳						
9	0歳					24	0歳						
	1～2歳						1～2歳						
	3歳						3歳						
	4～5歳						4～5歳						
10	0歳					25	0歳						
	1～2歳						1～2歳						
	3歳						3歳						
	4～5歳						4～5歳						
11	0歳					26	0歳						
	1～2歳						1～2歳						
	3歳						3歳						
	4～5歳						4～5歳						
12	0歳					27	0歳						
	1～2歳						1～2歳						
	3歳						3歳						
	4～5歳						4～5歳						
13	0歳					28	0歳						
	1～2歳						1～2歳						
	3歳						3歳						
	4～5歳						4～5歳						
14	0歳					29	0歳						
	1～2歳						1～2歳						
	3歳						3歳						
	4～5歳						4～5歳						
15	0歳					30	0歳						
	1～2歳						1～2歳						
	3歳						3歳						
	4～5歳						4～5歳						
当月の利用登録受付数 当月の利用を断わった件数(のべ) 利用日前日までのキャンセル数 利用当日のキャンセル数 事業実施日数						31	0歳						
							1～2歳					1～2歳	
							3歳					3歳	
							4～5歳					4～5歳	
						計	0歳						
							1～2歳					1～2歳	
							3歳					3歳	
							4～5歳					4～5歳	
						合計					0		

一時預かり事業利用承認報告書

年 月 日

(あて先) 大阪市長

現住所

申込者

(

様方)

ふりがな
氏 名

電 話

(

)

区分	氏 名	利用児童 との続柄	性 別	年 齢	生 年 月 日	職 業 ・ 学 校 等
利用児童の家族状況	(ふりがな)	/			年 月 日	
	利用児童					
	利用児童の世帯員	父	男			
		母	女			
利 用 開 始 日	年 月 日から					
希 望 す る 利 用 日	(月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日等)					
希 望 す る 保 育 時 間	時 分 ～ 時 分 (時間 分)					
利 用 申 込 理 由	就労 ・ 職業訓練 ・ 就学 ・ 傷病 ・ 災害 ・ 事故 ・ 出産 ・ 介護 ・ 看護 ・ 冠婚葬祭 ・ 育児負担緩和 その他(具体的に)					
	市外居住者は下記の該当事項を○で囲み、証明書類を提出してください。 出産 ・ 介護 ・ 裁判員制度への従事 ・ 被災地からの避難					
特記事項等があれば、具体的に記入してください。						
勤務先等 緊急連絡先	父	所在地 名 称 (電話)				
	母	所在地 名 称 (電話)				
		所在地 名 称 (電話)				

上記児童について、事業対象児童であることを確認の上、一時預かり事業の利用を承認したので報告します。

障がい児	はい ・ いいえ
世帯の状況	1 生活保護 ・ 2 非課税(ひとり親、障がい者世帯) ・ 3 非課税(その他) ・ 4 課税世帯

※ 「障がい児」・「世帯状況」について、該当する項目に○を記入してください。

施 設 名

代表者職氏名

利用承認期間

年 月 日～

年 月 日